

令和4年8月

富士市農業委員会会議議事録

1.開催日時 令和4年8月12日(金) 午前 9時30分から 10時07分

2.開催場所 富士市役所庁舎10階 全員協議会室

3.出席委員

農業委員会会長 17番 渡邊 萬里
農業委員会会長職務代理者 1番 望月 稔

委員 2番 望月 英俊
4番 高井 修一
5番 谷津倉 寛
6番 笹古 時男
7番 渡邊 武敏
8番 近藤 敏男
9番 鈴木 一孝
10番 新舟 進
11番 長尾 忠
12番 佐野 隆洋
13番 佐藤 正職
14番 渡邊 哲史
15番 太田 篤子
16番 安藤 公男
18番 後藤 環
19番 荻田 丈仁

4.欠席委員
委員 3番 田村 英俊

5.議事

(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

6.農業委員会事務局職員

事務局長 古谷 隆明
統括主幹 深澤 公保
主幹 野村 昌寛
主査 武内 清高
主査 太田 久

会長

まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないと認め13番佐藤 正職君、14番渡邊 哲史君の両名を本日の会議の議事録署名人に指名致します。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の太田主査を指名いたします。

それでは議事に入ります。
議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、これにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。

お手元の議案の3ページ、議第28号 農地法第3条の規定による許可決定についての審査から、報第43号 農地法第5条第1項第7号の届出に係る買受適格証明についてまでの、計7件を順に議題に供します。

事務局に朗読させます。

事務局 (事務局議案3ページ「議題」朗読)

会長 最初に、議案5ページの議第28号 農地法第3条の規定による許可決定について、審議をお願いします。
伝法地区31番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ伝法地区31番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は、弥生通りを西に進み、ミニストップのある交差点から西に200mくらい行ったJR身延線の手前の一団の土地です。譲受人は法人で、その職務執行者は譲渡人の一人で、他の譲渡人はその方の家族です。元々キャベツ農家だったそうですが、平成2年から会社を設立してマッシュルームの栽培を行っているとのこと。今回の事業計画としては、マッシュルーム栽培用の農作物栽培高度化施設を設置するため、法人名義で使用貸借したいとのこと。現地を確認したところ、作物は作っていませんが、草刈り等しっかり管理された農地でした。周辺は弥生通りとJR身延線の側道で、東側の一部が農地に接しています。今回農地法第43条の規定による農作物栽培高度化施設ということですので農業への影響は無いと思われます。事業内容も適切であり、何ら問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 伝法地区31番についてご質問ございませんか。

委員(質問者) マッシュルーム栽培というのは、事業継続が見込めるものなのでしょうか。

会長 譲受人はマッシュルーム栽培の先駆者で、テレビなどでも紹介されている有名な農家さんです。

事務局 農作物栽培高度化施設としてマッシュルーム栽培施設7棟と関連施設を設置する計画となっています。

委員(質問者)	先ほど栽培施設7棟と関連施設を設置するということでしたが、どのような設計かなどを確認した上での申請ということでしょうか。
事務局	農作物栽培高度化施設の届出には、設計図が添付されており、また、市役所内で関連する部署に資料を回覧し、確認をとっています。いずれも必要な手続きはとられており、事務処理の都合上最終的な許可までは至っていませんが、特に問題なく許可される見込みとのことです。
委員(質問者)	どのくらいの大きさの設備が設置される予定なのでしょう。
事務局	施設の面積としては2,226.23平方メートルですが、栽培施設にマッシュルームの菌床を搬入するためのコンベアを設置したりする作業スペースが必要であること、雑菌が入らないよう土の部分を残したくないことから、今回の3条許可申請の面積5,023.33平方メートルから従業員用駐車スペース199平方メートルを除いた4,824.33平方メートルが高度化施設用地として申請されています。
委員(質問者)	いわゆるマッシュルーム工場ができるという認識でよろしいのでしょうか。
事務局	それで問題ないと思います。また、農作物栽培高度化施設につきましては、年1回農業委員会で利用状況調査を行うこととなっており、必要な場合は立入調査を行って他の用途に使われていないかどうかを確認することとなっています。その際には委員の皆様のご協力をお願いいたします。
委員(質問者)	すでにマッシュルーム栽培を行っていらっしゃると思いますが、今の場所から新しい場所へ移転、集約する予定なのでしょう。
委員(回答者)	集約するかどうかについては不明ですが、長年栽培を行っている方ですので、ノウハウについては問題ないと思われます。
委員(質問者)	スーパーなどで売られているキノコに、同様の栽培方法のものもあると思いますが、他県の例でもかまいませんが、そのあたりはいかがでしょうか。
事務局	申し訳ありません。それについての情報がありません。
会長	いずれにしても面積が広く必要であることについては、合理的な理由があると思われれます。
委員(意見者)	今回申請を行っている法人の代表社員の方は、伝法地区で30年以上マッシュルームを栽培している農家の方です。オランダの栽培技術を導入し、資材などもオランダから輸入されています。今回その方の息子さんがオランダに留学し、栽培技術のみでなく施設の設営なども学んできたことから、それを生かすために今回の事業を計画したとのこと。伝法地区の昔からの農家で、古くから付き合いがあり、農業に意欲的で新しいことに挑戦される方です。温かく見守っていただければと思います。

事務局	<p>農作物栽培高度化施設について補足説明させていただきます。先ほど説明させていただきました年1回の利用状況調査を行った結果、農地として適切に利用されていないと判断された場合には、コンクリートを除去するなど農地への復元を行うことを誓約する文書を提出することとなっています。</p>
会長	<p>他にご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
	<p>質疑ございませんので、裁決に移ります。 伝法地区31番についてご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
	<p>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。</p>
会長	<p>次に北部地区32番について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>(事務局議案6ページ北部地区32番 朗読)</p>
会長	<p>それでは、担当委員より説明をお願いします。</p>
委員(報告者)	<p>申請地は、広見商店街の道を東に進み、市営住宅吉原団地のところにある信号機から東に100mほど行った道路の北側にあります。申請地は市街化区域で、譲渡人は令和4年4月に農地法第5条届出により宅地分譲地として周辺を取得しています。測量により土地が入り組んでいることが判明したことから、形状を整えるため、隣接する農地を所有する譲受人と売買を行いたいとのことです。譲受人も宅地分譲に土地を提供しており、面積の関係から売買となっていますが、実質的には交換となります。現地を確認したところ、周辺は住宅地ですが、隣接地は農地として管理されていました。何ら問題ないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
会長	<p>次に、事務局から補足説明願います。</p>
事務局	<p>本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。</p>
会長	<p>北部地区32番についてご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
	<p>質疑ございませんので、裁決に移ります。 北部地区32番についてご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
	<p>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農地法第3条の規定による許可決定の審議を終わります。</p>

会長	次に、議案7ページの議第29号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。 吉永地区29番、30番は関連がありますので、一括審議します。事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案7ページ吉永地区29番、30番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は、主要地方道富士富士宮由比線を北に進み、新東名高速道路の側道のところにある信号機のある交差点から一つ北側にある丁字路を北東に400mほど入ったところにあります。先に吉永地区30番について説明させていただきます。譲受人はこ地元で土建業を営まれている方です。資材置場を探していたところ、申請地で話がまとまったとのこと。現地を確認したところ、作物は栽培されていない状態でした。申請地の西側で道路と接しており、4トントラックくらいは出入り可能と思われます。東側は沢で、竹やぶに囲まれていました。周辺農地への影響は無く、資材置場として使用して問題ないかと思えます。次に吉永地区29番についてですが、西側の道路と接する部分の南側となります。測定の結果、通路の一部に譲受人の土地があることが判明したことから、申請地の南にある譲受人の宅地と隣接する部分と交換し、住宅の庭として目隠しとなる植栽を行いたいとのこと。こちらも周辺農地への影響は無く、なんら問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	吉永地区29番、30番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 吉永地区29番、30番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。
会長	次に、議案8ページの議第30号 非農地証明申請書の審議について、審議をお願いします。 大淵地区5番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案8ページ大淵地区5番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)	<p>申請地は、大淵第二小学校から南東に200mほどのところにあります。細い道を入った分かりづらい場所で、一応車で通れるくらいの道路には接しています。申請者に確認したところ、藪になってしまっていて農地への復元ができないため、非農地申請を行ったとのこと。現地を確認したところ、すごい竹やぶとなっていました。伐採などを行って農地への復元を行うことは難しいと思われます。周辺農地への影響も少ないようですので問題ないと思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>大淵地区5番についてご質問ございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区5番についてご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で非農地証明申請書の審議についての審議を終わります。</p>
会長	<p>次に、議案9ページの議第31号 農業委員会等に関する法律に基づく審議について、審議をお願いします。 事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>(事務局議案9ページ 朗読)</p>
会長	<p>事務局からの説明が終わりました。 このことにつきまして、ご質問等ございますか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>質疑ございませんので、裁決に移ります。 農業委員会等に関する法律に基づく審議についてご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農業委員会等に関する法律に基づく審議について、審議を終わります。</p>
会長	<p>次に議案10ページからの報告案件について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>はじめに議案10ページをご覧ください。 報第41号 農地法第43条第1項の規定による届出書の受理についてですが、これは農地法第3条の審議の際に説明させていただいた通りとなります。件数1件。 次に議案11ページをごらんください。 報第42号 農地返還通知書の受理についてですが、これは双方合意の上、届出を行えば使用貸借の解約ができますので、受理したことをご報告いたします。件数1件。 次に議案12ページをご覧ください。 報第43号 農地法第5条第1項第7号の届出に係る買受適格証明についてですが、この証明は農地法第5条の適用を受ける競売に参加するためのものであります。これは、所在地が市街化区域ですので、事務局長により専決処理し、買受適格証明をすでに発行したことをご報告いたします。件数1件。 今月の報告案件については以上です。</p>

会長 下に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。
事務局 (事務局議案4ページ「専決報告」朗読)
会長 以上で、議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」を
終わりとします。

以上で議事はすべて終了しました。

令和4年8月12日

農業委員会会長

同委員

同委員
